

高齢者入所施設における、 ケアプラン策定に関する一考察

——「余暇充実計画書」作成に伴う
アセスメント・ツールの試行に関して——

佐 藤 博 彦

1. はじめに

平成12年4月に介護保険法（平成9年12・17法律123）が施行された。同法においてはケアマネジメント理論導入が位置付けられ、特にケアプラン作成時においては、計画作成の根拠となる課題分析（以下、アセスメント）の実施が必須となった。その後、各職能団体等が、アセスメント時に活用するアセスメント・ツールの開発を行ってきている。

介護保険法における「サービス計画書」は、「居宅サービス計画書」と「施設サービス計画書」に分類されており、「高齢者入所施設」においては当然のこと「施設サービス計画書」が策定されている。そして、これらの計画書は、すべてアセスメント結果に基づき策定されており、「高齢者入所施設」のほとんどは、「施設サービス計画書」（内容としては介護中心）1種類のみのものである。

介護保険法に基づき運営されている「高齢者入所施設」は、入所者の要介護認定度に応じて介護報酬が支払われる仕組みになっている。ただし、この介護報酬は利用者が「高齢者入所施設」において1ヶ月間生活する上で、必要な施設からのサービス提供に対して支払われているものであり、その内容は実際に提供される介護サービスを含んではいるものの具体的内訳が示されていないものではない。特に、余暇部分に関して、すなわちレクリエーション領域に関しては、「高齢者入所施設」は「生活施設」と呼ばれはするものの、施設によってそのサービス実施内容や考え方には格差が生じている。

しかし、「高齢者入所施設」が「生活施設」と言われるのであれば、「高齢者入所施設」の「入所者」は施設における「生活者」である。自宅で生活している場合は、自身の決定において生活の中に取り込みを取り入れることが可能である。施設入所者が、入所することによって、この自己決定をすることが困難になるということは、個人のひとつの権利を剥奪することにもなりかねない。ただし、前述したように「高齢者入所施設」においては、そのレクリエーション面が直接的に介護報酬に結びついていないということもあり、余暇面の充実においては、各施設間での格

差が生じている。

そこで、本稿においては、「高齢者入所施設」が「生活施設」と言う位置づけであれば、施設で生活する高齢者も、在宅生活者と同様にレクリエーション面の充実も必要であり、直接的な介護報酬には結びつきはしなくても、本人の希望する「楽しみ」は施設の責任のひとつとして達成すべきものであると仮定をし、併せて、「課題分析標準項目」(表1)の内容では、アセスメントすることのできない、入所者のニーズを確認するために「余暇面アセスメント」および「余暇充実計画書」の作成を試みた。

そして、他の職能団体のアセスメント・シート(今回は、ケアマネジメント実践記録様式 社団法人 日本社会福祉士会方式を使用)においては、余暇面のアセスメント内容はどのように、「施設サービス計画書」に反映されるのか、そして実際にアセスメントを行う場合のアセスメント担当者本人または家族の負担度、そして効果はいかなるものなのかを、既存のアセスメント・シートと今回作成したシートを使用して上記の内容を検証することにした。

なお、本稿において、「高齢者入所施設」とは、老人福祉法に規定される特別養護老人ホームおよび介護保険法に規定される介護老人福祉施設のことを指すものとする。

2. 「高齢者入所施設」における「施設サービス計画書」策定の現状

「高齢者入所施設」(以下、施設という)では、「課題分析標準項目」(表1)の内容を中心に実施されるアセスメントの結果に基づき、「施設サービス計画書」1種類のみ作成されているというのがほとんどの高齢者施設の実情である。「課題分析標準項目」のアセスメント内容はその内容を確認すると身体状況および精神状況のアセスメントが中心となっている。そのアセスメント結果に基づいて、ケアプランが策定され施設サービスが提供されている。

このケアプランは、もちろん「課題分析標準項目」(表1)の項目のアセスメント結果にもとづいて策定されるわけであるが、その主たるアセスメント実施の具体的領域は、前述の通り本人の「身体面」「精神面」が中心となっている。「身体面」「精神面」の領域がアセスメントの内容のそのほとんどを占めるわけであるから、アセスメント結果に基づくケアプランの内容というものは結果的には介護中心のサービス内容になる。施設ではケアプランに基づくサービス提供が行われていくことになり、その結果、介護中心のサービス内容になり、本人の余暇面に関するサービス提供は、余暇面へのサービス提供は、直接的に介護報酬へ反映されないということもあり、どうしても施設サービスにおいては優先されないという現状がある。

通常施設では、介護サービス中心の1種類のみケアプランが策定されているわけであるが、この現状の中で、新潟県にある「社会福祉法人 つばめ福祉会」¹⁾では、「つばめ福祉会方式アセスメント・ツール」²⁾を使用し、「施設サービス計画書」「個別機能訓練計画書」「栄養ケア計画書」の3種類が作成されている。その特徴は、以下の通りである。① 他のアセスメント・ツール使

表1 課題分析標準項目

基本情報に関する項目

	標準項目名	項目の主な内容(例)
1	基本情報(受付, 利用者等基本情報)	居宅サービス計画作成についての利用者受付情報(受付日時, 受付対応者, 受付方法等), 利用者の基本情報(氏名, 性別, 生年月日・住所・電話番号等の連絡先), 利用者以外の家族等の基本情報について記載する項目
2	生活状況	利用者の現在の生活状況, 生活歴等について記載する項目
3	利用者の被保険者情報	利用者の被保険者情報(介護保険, 医療保険, 生活保護, 身体障害者手帳の有無等)について記載する項目
4	現在利用しているサービスの状況	介護保険給付の内外を問わず, 利用者が現在受けているサービスの状況について記載する項目
5	障害老人の日常生活自立度	障害老人の日常生活自立度について記載する項目
6	認知症老人の日常生活自立度	認知症老人の日常生活自立度について記載する項目
7	主訴	利用者及びその家族の主訴や要望について記載する項目
8	認定情報	利用者の認定結果(要介護状態区分, 審査会の意見, 支給限度額等)について記載する項目
9	課題分析(アセスメント)理由	当該課題分析(アセスメント)の理由(初回, 定期, 退院退所時等)について記載する項目

課題分析(アセスメント)に関する項目

	標準項目名	項目の主な内容(例)
10	健康状態	利用者の健康状態(既往歴, 主傷病, 症状, 痛み等)について記載する項目
11	ADL	ADL(寝返り, 起き上がり, 移乗, 歩行, 着衣, 入浴, 排泄等)に関する項目
12	IADL	IADL(調理, 掃除, 買物, 金銭管理, 服薬状況等)に関する項目
13	認知	日常の意思決定を行うための認知能力の程度に関する項目
14	コミュニケーション能力	意思の伝達, 視力, 聴力等のコミュニケーションに関する項目
15	社会との関わり	社会との関わり(社会的活動への参加意欲, 社会との関わりの変化, 喪失感や孤独感等)に関する項目
16	排尿・排便	失禁の状況, 排尿排泄後の後始末, コントロール方法, 頻度などに関する項目
17	じょく瘡・皮膚の問題	じょく瘡の程度, 皮膚の清潔状況等に関する項目
18	口腔衛生	歯・口腔内の状態や口腔衛生に関する項目
19	食事摂取	食事摂取(栄養, 食事回数, 水分量等)に関する項目
20	問題行動	問題行動(暴言暴行, 徘徊, 介護の抵抗, 収集癖, 火の不始末, 不潔行為, 異食行動等)に関する項目
21	介護力	利用者の介護力(介護者の有無, 介護者の介護意思, 介護負担, 主な介護者に関する情報等)に関する項目
22	居住環境	住宅改修の必要性, 危険箇所等の現在の居住環境について記載する項目
23	特別な状況	特別な状況(虐待, ターミナルケア等)に関する項目

用に基づく、ケアプラン作成は通常「施設サービス計画書」1種類のためのプラン策定であるが、本アセスメント・ツールは、「施設サービス計画書」の外にも「個別機能訓練計画書」および「栄養ケア計画書」の策定が可能であること。②「施設サービス計画書」「個別機能訓練計画書」「栄養ケア計画書」の「複数の計画書」が作成されることによって、各専門職の支援目標がより明確になること。③アセスメントの段階において、自分の専門領域以外の専門領域分野の「計画書の作成」を意識することにより、「情報の共有化」を効果的に図ることが可能になること。

施設は、「生活施設」と言われている。「生活施設」であるならば、「施設生活」は入所者にとっては「日常生活」ということになる。「日常生活」であるならば、そこには在宅生活者と同様に「個人の余暇」が必然的に存在するはずである。しかし現状では、前述したとおり、介護保険法に基づく施設給付費には余暇に対する直接的な報酬は存在していない。余暇面の実施に関しては、施設給付費内において実施するか、しないか、すべて施設の裁量となっているのが現状である。しかし、施設生活においては、介護サービスを提供するだけが専門機関としての施設の役割ではなく、「生活施設」であるならば、そこには入所者の余暇面の充実が存在してしるべきであると考えられる。

そこで、本稿においては、施設入所者の余暇面の充実を図るべく、余暇面に関する「アセスメント・シート」および「余暇充実計画書」を作成し、実際に利用者、家族へアセスメントを実施した。そのアセスメント結果に基づいて、「余暇充実計画書」を策定し、そしてアセスメントの実施に伴う、アセスメント担当者や利用者そして家族の負担度にも着目しながら、併せて余暇面のアセスメントを実施したことによって得られた、「余暇充実計画書」策定以外の余剰効果も含め以下にその内容を記していくことにする。

3. 施設生活における「余暇」の重要性

「施設サービス」において「サービス」の中心が、「介護中心」に、より顕著になったのは、「介護保険法」施行以降であるといえる。つまり、介護報酬に含まれない「施設サービス」はどうしても「施設サービス」の中心から外れてしまうという傾向になる。

総務省統計局の「社会生活基本調査」(2001年)では、生理的活動時間(睡眠、休養、くつろぎ等)や受動的文化活動(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等)は加齢とともに増加するが、その半面、拘束的時間(仕事、買い物等)や社会的文化的活動(趣味、娯楽、スポーツ、ボランティア、付き合い等)は減少していくということが調査結果として報告されている。

高齢者においては、生活の中に、「生きがい」というものが存在することが重要かつ必要であり、その「生きがい」に関する欲求は社会的支援等にもなじまないものであり、また家族的援助も間接的な効果しか持たないといわれている。この間接的な部分に関して施設では、家族の代わりになって職員が利用者の「生きがい」を見い出していくことになる。

また、「生きがい」の対象を人間関係に関わるものと関わらないものに分類することも重要であるとされる。つまり、質の異なる生きがい対象を見つけ出すことであり、例えば、仕事が仮の「生きがい対象」であるとする成年期である。高齢期は、「仮の生きがい」対象が存在しにくい時期であるので、本当の「生きがい対象」を考えることになる高齢者もいるはずである。このことをも鑑み、「余暇面アセスメント」（表2）の項目を設定している。

施設生活は、入所者にとって「楽しい施設生活」なのか「楽しくない施設生活」なのかで大きく変わってくる。これは、非常に大きな問題である。「楽しい施設生活」であれば、そこにはストレスも無く、その結果、身体的にも精神的にも充実した生活をおくることができるであろうし、逆に「楽しくない施設生活」ならば、そこにはストレスが存在し、その結果、身体的にも精神的にも充実していない生活をおくることになるであろう。人間の生活にとって、それほど「生きがい」というものは大切であり、その中のひとつが、「余暇」といえる。施設入所者にとっても、この「余暇」というものが、重要かつ必要ではあるが、「介護保険法」施行によって結果的に「余暇」が減少し、また、施設入所したことにより、今まで楽しんできた「余暇」を継続できない状況になってしまっているという問題が起きているのが今の現状である。

4. 「余暇面アセスメント・シート」・「余暇充実計画書」の特徴

(1) 「余暇面アセスメント・シート」のアセスメント内容について

今回、独自に施設入所者用の「アセスメント・シート」を作成した。施設においては、アセスメント・シートは、職能団体等が作成した「アセスメント・シート」や、前述の「社会福祉法人つばめ福祉会」の「つばめ福祉会方式アセスメント・ツール」ように施設独自で作成し、ケアプランの策定を実施しているところもある。

次に、「余暇面アセスメント」（表2）についてその特徴を述べる。アセスメント項目は、（表2）の通り「1. 職歴」から「最終項目のその他」までの内容となっている。「1. 職歴」については、どのような仕事をしてきたのかを知る上で、施設入所後のレクリエーション活動を行う上での大きな参考になると考える。例えば、印刷工の職歴がある方であれば、入所後は「絵画」や「ちぎり絵」等、手指を活用した趣味活動が期待できる。この活動は、本人のリハビリテーションにおいても有効な趣味活動となる。「2. 趣味」については、本人が今まで楽しんできたことを把握することは、もちろん大切であるが、高齢者の中には、趣味を楽しんでいたころの自分と現在の自分とでは大きく変化していることもある。特に身体状況の変化については、趣味を楽しむことが困難な状況に陥っていることも多い。趣味が継続可能な身体状況であるならば問題はないが、身体的に不可能な場合は入所後の配慮が必要となる。「3. 信仰」については、もちろん宗教も含まれるが、時に見受けられるのが、「自身の生まれ年」によって「食べられない食品」がある高齢者がいることがある。また、「親等の遺言」にて、食べられない（食べてはいけない）食品があ

る人も存在する。これは、「15. 好きな食べ物は?」「16. 嫌いな食べ物は?」にも関係してくる。「5. 普段何をしていたか（入所前）」「6. 入所前楽しみにしていたことは?」「7. 毎日の習慣（日常生活の中で行なっていたこと）」については、入所後も引き続き在宅で生活していた時と同様に入所後においても継続するために必要な情報となる。これは、施設入所したことによって今までの本人の生活を変えないために必要である。「7. 食事の習慣（外食等）」は、施設の余暇活動においてよく実践されているものである。外食に関しては、施設サービスにおいては、外出の機会を伴うことから最近では頻繁に行なわれている施設の言わば「目玉レクリエーション」のひとつと言えよう。「8. 飲酒」についても最近では、本人の希望により、家族、主治医とも相談をし、施設においても「飲酒」が可能となっている施設が増加している。また、「飲酒」を楽しむそのひとつとして、「居酒屋」への外出を行っている施設もある。「11. 自慢できることは?」「12. 落ち着く場所は?」「13. なじみのものは?」「14. 得意なことは?」「15. 苦手なことは?」については、これらを把握することによって、施設内外での楽しみを発見する可能性のひとつとすることをねらいとしている。「18. 好きなテレビ番組（映画）は?」～「27. 宝くじがあたったらどうしますか?（何を買いますか?）」も同様である。また、「16. 好きな食べものは?」「17. 嫌いな食べものは?」については、入所後の生活の楽しみやまた、外出時の楽しみの大きな要因であり、施設入所において余暇の充実を考える上でとても重要な項目になる。

以上のように入所者のこれまでの生活歴の中で、施設入所後においても、本人の余暇面を充実させる可能性のある項目を取り入れてみたつもりである。そして、本人からの聞き取りではなく同じ項目について、家族等からも聞き取りを行ってみた。これは本人の思いと家族の思いや考えが同様であるかどうか、また、家族があらためて本人の思いを確認すること、そして、施設内サービスにおいても、本人に触れてよい内容、触れて欲しくない内容等をあらためて確認するために設定している。そして、各項目の具体的内容を記載するように、特記事項の欄を設けている。さらに、各項目に対して、アセスメント担当者が今後余暇面の充実のために取り入れるのか、取り入れないのか。つまり、「余暇充実計画書」にプランとして記載するかどうかの判定をする欄を設定している。そして、プランとして今後サービスを提供する場合の具体的方法を記載する欄を設けている。最終的にこの欄を設けることにより、その後の「余暇充実計画書」への記載が容易になる。

「余暇充実計画書」（表3）についてその特徴を述べる。「余暇充実計画書」は、「施設サービス計画書」を基にアレンジを施してみたものである。「利用者及び家族の余暇充実に対する意向」の欄は、「余暇」に対する本人および家族の意向を記載する箇所である。

これは、施設サービスは、どうしても介護サービスが中心になり、本人や家族からの聞き取り内容に関してもどうしても、介護面中心の内容になり「余暇」の部分に関しての意向というところの確認はされていない現状である。したがって、「生活施設」での日常生活を過ごすことになるので、ここではあらためて「施設での生活」をおくるためにこの欄の設定を行っている。「目標」

表2 余暇面アセスメント・シート

1. 余暇に対する本人の希望

2. 余暇に対する家族等の希望 (回答者 氏名 本人との関係)

	項目	本人	家族等	特記事項	担当者の判断	余暇計画への取入れ方法等
1	職歴					
2	趣味					
3	信仰					
4	今まで一番嬉しかったこと					
5	普段何をしていたか (入所前)					
6	入所前楽しみにしていたことは?					
7	毎日の習慣 (日常生活の中で行っていたこと)					
8	食事の習慣 (外食等)					
9	飲酒					
10	喫煙					
11	自慢できることは?					
12	落ち着く場所は?					
13	なじみのものは?					
14	得意なことは?					
15	苦手なことは?					
16	好きな食べものは?					
17	嫌いな食べものは?					
18	好きなテレビ番組 (映画) は?					
19	好きな歌手 (俳優) は?					
20	会いたい人は?					
21	行きたいところは?					
22	今してみたいことは?					
23	これから (入所後) してみたいことは?					
24	忘れられない人は?					
25	忘れられない出来事は?					
26	昔に戻るならいつに戻りたい?					
27	宝くじがあたったらどうしますか? (何を買いますか?)					
28	その他					
29						
30						

表3 余暇充実計画書

利用者名	殿	生年月日	年	月	日	[初回・継続]
計画作成者氏名		入所日	平成	年	月	日
居室名	居室担当者名	初回作成日	平成	年	月	日
		作成(変更)日	平成	年	月	日
要介護状態区分	要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5					
利用者及び家族の余暇充実に対する意向	入所中にしたいことの意向の確認。					
目標	具体的内容	担当者	時期			
何をしたいのか項目記入 (将棋・買い物・外泊等)	左記の具体的内容を項目別に記載する。 (施設実施の年間行事はここには記載しない。)本人のアセスメント結果に基づき、融合させたほうが職員はよいかも知れない?)	担当者名を記載する (今後の課題として、Vr、団体等の協力依頼)	実習する時期を記載 (日・週・月・年等) 具体的月日でも可			
特記事項						

上記サービス計画について説明を受け、内容に同意しました。 同意年月日 年 月 日 署名者(本人) 印
代筆

欄は、「余暇」活動を生活の中に取り入れながら生活する上で、その入所者の充実した理想的な姿を記載する欄として設定している。「具体的内容」欄については、実際にどのような「余暇」活動を行っていくのか、そして、「具体的内容」を実践していくために、誰が（担当者）、そして、いつ（時期）行うのかを記載する欄を設定している。「具体的内容」欄についてその記載内容は、「余暇面アセスメント」（表2）の「余暇計画への取入れ方法等」に記載される内容が記載される欄になっている。

5. 「余暇面アセスメント・シート」と「余暇充実計画書」の実際の活用と効果について

今回、「余暇充実計画書」策定を試みる上で、「社会福祉法人 つばめ福社会」の介護支援専門員の方3名にご協力をいただいた。その協力依頼内容は、以下の通りである。

(1) 既存のアセスメント・シートと今回作成したアセスメント・シートとの比較

- ① 余暇領域アセスメント内容の確認
- ② アセスメント実施に伴う本人・家族・介護支援専門員への負担度
- ③ 効果

また、今回既存のアセスメント・シートは、ケアマネジメント実践記録様式³⁾（社団法人 日本社会福祉士会）を使用している。同アセスメント・シートの特徴は以下のとおりである。

I アセスメント・シート構成

- 1) フェースシート
- 2) 健康状態
- 3) 理解・行動
- 4) ADL
- 5) 家事・IADL
- 6) 生活の質（社会参加）と生活支援（権利擁護）
- 7) 介護状況
- 8) 居住環境
- 9) アセスメント要約表

II アセスメント手順

- 1) 小項目のチェック（客観的事実の把握）
- 2) 利用者本人・家族等の意見・要望（主観的事実の把握）
・アセスメントへの参加
- 3) アセスメント担当者の判断（能力・問題等）

- ・小項目チェックと意見・要望等をふまえたうえで能力・問題等を判断
- 4) 5段階対応レベルの判断(要約表への転記)
 - ・領域間の関係や総合的な判断
- 5) ケアプラン原案
 - ・アセスメントをふまえたケアマネジャーの判断
- 6) サービス担当者会議
 - ・アセスメント結果及びケアプラン原案の検討, 利用者の同意
- 7) ケアプラン確定

III 特徴

- 1) アセスメント手順の過程において, 専門職の判断が2回行なわれる。
- 2) すべてのアセスメント結果が「アセスメント要約表」1枚で表される。
(サービス担当者会議等での利用時に便利である。)

① 余暇領域アセスメント内容の確認

「余暇充実計画書」の策定を目的に計画が策定可能なアセスメント結果が導きだせるかどうかを意識した上で, 実際にアセスメントを行ってみた。

ケアマネジメント実践記録様式(以下, 社会福祉士会方式とする)は, 施設入所者に対して, アセスメントを行うことは可能であり, 入所施設者のみのアセスメント項目も含まれてはいるものの, やはり結果としては, 居宅者向けであり, このアセスメント・シートの内容では, 本人の「余暇面」でのニーズを導きだすことは困難であるとの結果であった。「余暇面」に関するアセスメント項目は, 社会福祉士会方式では, アセスメント構成内容の「生活の質(社会参加)と生活支援(権利擁護)」の部分で触れられているのみである。

もちろん, 今回は「介護報酬」に直接関係しない, 「余暇面」のアセスメントを目的としているので, 施設入所者向けのしかも「余暇面」のアセスメント項目が少ないのは当然のことである。「余暇面」以外のアセスメント項目, 内容については使い勝手が良いとの評価であった。

また, 今回のアセスメントの実施は, 既存のアセスメント・シートで, 施設入所者の「余暇面」のアセスメントが可能であるかどうかの検証であり, 社会福祉士会方式のアセスメント・シートを否定するというわけではないので, この点を決して誤解しないでいただきたい。「余暇面」のアセスメントをも可能にするアセスメント・シートの必要性を検証するのが本稿の目的である。

② アセスメント実施に伴う本人・家族・介護支援専門員への負担度

今回は, 3人の介護支援専門員に各々ひとりの対象者に対しアセスメントをお願いした。「社会福祉士会方式」のアセスメント・シートは, アセスメントにかかる時間が平均約2時間程度要している。それに対して, 今回作成したオリジナル様式(これは本来「ADLアセスメント・シート」と「余暇面アセスメント・シート」で構成されているが, 本稿においては, 「余暇面アセスメント・シート」(表2)のみを掲載している。「ADLアセスメント・シート」の内容および項目

は、「課題分析標準項目」(表1)の最低限のアセスメント項目で構成されていると考えていただきたい。これは、施設入所者のADL関係のアセスメントは常に職員が入所者と接していることにより具体的身体状況を常時把握しているという前提で作成している。)においては、3名とも約60分で終了している。所要時間は、半分の時間で済んでいるという結果であった。

また、「社会福祉士会方式」のアセスメント・シートは、入所者の現状把握をするためには使い勝手がよいが、入所者本人を理解する上でのアセスメント項目(例えば、何を望んでいるのか、どんなことを希望しているのか等)が少ないとの感想もあった。事実の確認が中心に行われるアセスメント内容であるので、時間数はもちろんのことそれに答える入所者本人、家族、調査を実施する介護支援専門員の負担も大きいということが確認できる。

今回策定した「余暇面アセスメント・シート」については、はじめから「余暇面」のアセスメントを意識して作成しており、「余暇面」の内容把握に対しては、詳細部分まで確認可能となっている。ただし、前述したとおり「身体面」「精神面」においては、「課題分析標準項目」(表1)の最低限のアセスメント項目としているので詳細の状況把握は困難な場合も有り得る。

③ 効果

今回のアセスメントを実施してみて以下のことが把握できた。

アセスメント・シートの評価項目であるが、社会福祉士会方式の場合はアセスメント結果の表記が数字で表されている。数字のみの評価判断になるので、そのアセスメント項目の詳細を把握するのが困難であるということである。つまり、具体的状態を把握するためには、あらためてアセスメント・シートを確認しなければならないという作業が必要になるということである。施設入所者の場合は、家族への状態説明やケアプラン等の同意・承諾を得る場合等、また、職員間の引継ぎの場合にも事実を文字として残す必要性がある。従って、アセスメント・シートへの文字での記載は重要かつ必要であり、従って記述欄も当然必要になってくるということである。

また、通常使用されているアセスメント・シートの項目のように、「身体面」「精神面」中心の聞き取りの場合には、その聞き取り内容自体に面白みがなく、利用者・家族、そして介護支援専門員の会話もあまり続かないという傾向になることが今回わかった。「余暇面」に関するアセスメントの場合には、「余暇面」に対する質問内容に答えること自体が楽しい。また、家族が自分の親(つまり、入所者)のことを職員に知って欲しいと「余暇面」に関して積極的に話をするということも確認ができた。そしてまた、「余暇面」のアセスメント項目に関して、その内容自体が楽しい「テーマ」になり、家族と介護支援専門員(職員)のラポール形成もそのコミュニケーションを通じて自然と構築されていくという効果を確認することができた。

今回の結果は、アセスメント終了後の3名の介護支援専門員への聞き取り調査によるものである。しかし、今回の聞き取り調査を行って、利用者、家族、介護支援専門員の各々に対する負担の効果測定方法の確立が今後の課題であることも明らかになった。

(2) 「施設サービス計画書」への「余暇充実計画書」の導入

通常、施設では1種類のケアプランが策定されており、その中に、施設で提供するサービスがすべて記載されている。しかし、その中においても、前述したとおり、「社会福祉法人 つばめ福祉会」のように、独自の「アセスメント・シート」を活用し、かつ「施設サービス計画書」「個別機能訓練計画書」「栄養ケア計画書」の3種類の「計画書」を策定しサービス提供を行っている施設もある。これは、先駆的であり、特筆すべきことであるといえることができる。

今回、「社会福祉法人 つばめ福祉会」に協力を依頼し、「余暇充実計画書」の策定を実施してみた。その実際例として、とある入所者の「余暇面」(表4)アセスメント表、「余暇充実計画書」(表5)、「施設サービス計画書」(表6)、「個別機能訓練計画書」(表7)、「栄養ケア計画書」(表8)を紹介する。

表4 「余暇面」アセスメント表

「余暇面アセスメント・シート」

1. 余暇に対する本人の希望
歌など歌い楽しく生活したい。
2. 余暇に対する家族等の希望 (回答者 氏名: ○○○○ 本人との関係: △△)

	項目	本人	家族等	特記事項	担当者の判断	余暇計画への取入れ方法等
1	職歴	教員	会社員	自分を高める様な話しを好む。	時折他者に向かい命令的な口調となる。	なし
2	趣味	昔は旅行・散歩 俳句・編み物 観劇	不明	地図を見ながら旅行のプランを立てる事が好きだったとの事。	現在は歌を歌ったり慰問への参加を好まれる。一人だと不安な気持ちになり落ち着かなくなるのか?	歌謡ボラや演奏ボラ等に参加。ユニットレクで歌を取り入れる。
3	信仰					なし
4	今まで一番嬉しかったこと	家族での旅行	家族での旅行	平日は娘さんの面会があり。週末は娘さんと外出の機会がある。	娘さんの出来る範囲でこのまま面会や外出の機会を継続し気分転換を図ってもらいたい。	なし
5	普段何をしていたか(入所前)	毎日30分~40分位散歩をしていた。化粧も欠かさず行っていた。洋服のスタイルや形を気にする。	会社員	好みの色はベージュ・茶色・白	オシャレ好きで出かける事が好きだった。	家族との外出や職員との外出行事の計画を立てる。
6	入所前楽しみにしていたことは?	デイサービスでのレクリエーション。			レクリエーションや慰問への参加。ユニット内で歌の時間を設ける。	レクリエーションや慰問への参加。ユニット内で歌の時間を設ける。

表4 「余暇面」アセスメント表（つづき）

	項目	本人	家族等	特記事項	担当者の判断	余暇計画への 取入れ方法等
7	毎日の習慣（日常生活の中で行なっていたこと）	散歩			時間を決め職員と散歩の機会を設ける。	時間を決め職員と散歩の機会を設ける。
8	食事の習慣（外食等）	元々少食で1回に摂取する量は少なかった。お腹が減ると合間合間で間食を摂っていた。	不明。	甘味・里芋・煮豆・桃が好物であった。ネギ・トマト・辛い物（舌が荒れている為）は苦手。	現在、粥やソフト食などやわらかく飲み込みやすいものを中心となっている。	本人の嗜好を確認しながら柔らかくバランスの摂れた食事を提供する。
9	飲酒	飲酒はしなかった。	していない。	なし	なし	なし
10	喫煙	喫煙歴はなし。	喫煙歴はなし。	なし	なし	なし
11	自慢できることは？	生徒たちに学業を教えていた事。	不明。	歌を歌いながら指揮者の様なポーズを取る事がある。	「しっかりとしなさい」「ちゃんとやりなさい」等、命令口調になる事がある。	なし
12	落ち着く場所は？	不明。	家		人が集まる所では比較的落ち着いて過ごす事が出来る。	レクリエーションや慰問への参加。ユニット内で歌の時間を設ける。
13	なじみのものは？	子供や孫の写真や手紙	不明。		余暇を使い自室で写真や手紙を見る時間を設けてみてはどうか。	家族の協力を得ながら実施開始。
14	得意なことは？	編み物	レース編みが得意でコースターなどの小物をよく作っていた。	現在は編み物を渡してみてもやり方を覚えておらず雑誌等を読まれている。	機能的に編み物は難しいと思われるが、字が読める為、趣味であった読書を取り入れてみては。	本人が読める、好みの雑誌や写真集を用意出来たら集中して見てくれるのではないか。
15	苦手なことは？	なし	不明	なし	なし	なし
16	好きな食べものは？	8と同じ	8と同じ	8と同じ	8と同じ	8と同じ
17	嫌いな食べものは？	8と同じ	8と同じ	8と同じ	8と同じ	8と同じ
18	好きなテレビ番組（映画）は？	NHK 小さな旅 歴史番組 世界遺産	不明	現在は歌番組を好まれている。	ユニットのテレビで歌番組や懐メロ・童謡などを流す。	ユニットのテレビで歌番組や懐メロ・童謡などを流す。
19	好きな歌手（俳優）は？	リンゴの唄	不明	リンゴの唄を繰り返し何度も歌われている。	余暇の時間など他の唄も思い出せる様に童謡等流してみる。	歌うことが好きなため、余暇時間を使い歌う時間と聴く時間を設けてみては。
20	会いたい人は？	娘達。	平日は夕方から殆ど毎日面会がある。週末は外出の機会がある。		このまま継続して行ければ良い気分転換の場となる。	家族だけではなくボランティアや職員と散歩の機会を持つ。
21	行きたいところは？	娘の家。	不明	なし	なし	なし

表4 「余暇面」アセスメント表(つづき)

	項目	本人	家族等	特記事項	担当者の判断	余暇計画への 取入れ方法等
22	今してみたいことは?	特にない	不明	なし	聞くとないと答えるが過去の習慣などを検討すると多趣味だった為現在の能力を勘案して提供する。	過去の生活歴や趣味活動等を考慮した余暇計画を立てる。
23	これから(入所後)してみたいことは?	楽しい毎日を送りたい。	穏やかな気持ちで皆さんに迷惑を掛けずに過ごしてもらいたい。	なし	楽しめる事や自身の力を発揮出来る事を検討する。	楽しめる事や自身の力を発揮出来る事や余暇活動計画書に反映させる。
24	忘れられない人は?	亡くなった夫。	不明	なし	夫は亡くなってしまったが娘さんとの交流を大切にしていきたい。	夫は亡くなってしまったが娘さんとの交流を大切にしていきたい。
25	忘れられない出来事は?	不明	不明	なし	なし	なし
26	昔に戻るならいつに戻りたい?	教員をしていた頃。	皆で楽しく過ごしていた頃	なし	過去の思い出の場所等、懐かしさを感じられる環境を設定する機会を作る。	保育園や小学生とふれあう機会を設ける。
27	宝くじがあたったらどうしますか?(何を買いますか?)	不明		なし	なし	なし
28	その他					
29						
30						

以上が個人の「計画書」になる。ただし、ここでひとつ確認が必要になる。それは、「余暇充実計画書」(表6)はあくまで、個人の「余暇面」領域のアセスメントの結果に基づいた「計画書」である。しかし、施設はその他にも独自に「施設行事」としての余暇も用意している。「社会福祉法人 つばめ福祉会」の場合は、「つばめ福祉会各事業所の余暇並びに訪問予定」(表10)が各月ごとに予定されている。「余暇充実計画書」と施設が用意している「余暇」の部分をどのように「計画書」として融合させていくのかということも、今後の取り組みなければならない課題のひとつであると考えている。

介護保険法は、施設サービスに対し「余暇面」に関しての直接的な介護報酬は算定していない。しかし、入所者にとって「施設」は「生活の場」である。「生活の場」であるということは、介護だけのサービスだけではなく、そこには個人の「楽しみ」とする「余暇」の部分は重要である。その点をあらためて認識し、施設への入所後も個人の「楽しみ」を継続し、「希望」をいつでも叶えられるような「施設生活」を送れることが個人にとって最も重要であると考えている。

表5 余暇充実計画書

利用者名	殿	生年月日	〇年〇月〇日	入所日	平成 年 月 日	初回・継続
計画作成者氏名	〇〇〇〇			初回作成日	平成 年 月 日	
居室名	〇丁目〇番〇号	居室担当者名	〇〇〇〇	作成(変更)日	平成 年 月 日	
要介護状態区分 要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5						
利用者及び家族の余暇充実に対する意向	<p>ご家族：出来る機能を維持してほしい。楽しめる活動に参加をして穏やかな気持ちで生活してもらいたい。 ご本人：歌を歌ったり聴聞等に参加をして楽しみのある生活を送りたい。(認知機能の低下により意向確認が困難な為、介護支援専門員がアセスメントやご家族から聞き取り日常の様子を加味し代弁を行う)</p>					
目標	具体的内容	担当者	時期			
①歌を歌ったり楽しめる活動に参加し充実した毎日を送りたい。	①—① ユニット内で歌番組や懐メロ、童謡を流し、気分よく歌う機会を設け楽しむ事が出来る様、支援致します。 ①—② 歌謡ボランティアや演奏ボランティア、小学生や保育園児の慰問等選〇様が好まれる活動に参加を促し楽しむ事が出来る様、支援致します。	①—①介護職員 ①—②歌謡ボラ、演奏ボラの皆さん。介護職員。	①—①随時 ①—②月間予定表により随時			
②家族との交流機会を継続し穏やかな気持ちで過ごして行きたい。	②—① ご家族面会時ゆったりと過ごせる環境を設置し精神の安定が図れる様支援致します。又、ご家族に日々の様子を報告し情報の共有に努めます。	②—①ご家族、介護職員	②—①家族面会時随時			
特記事項	その他、自身の力が発揮できる事柄(家事等)や集中して取り組める物を随時検討し提供致します。					
上記サービス計画について説明を受け、内容に同意しました。 同意年月日 年 月 日 署名者(本人) 印 代筆						

表6 施設サービスマニュアル (1)

	作成年月日 平成〇年〇月〇日 初回・紹介・(継続) (認定済) 申請中
利用者名	様 生年月日 住所
施設サービスマニュアル作成者氏名及び職種	介護支援専門員
施設サービスマニュアル作成介護保険施設名及び所在地	特別養護老人ホーム
施設サービスマニュアル作成(変更)日	平成〇年〇月〇日
認定日	平成〇年〇月〇日
認定の有効期間	平成23年 7月 1日 ~ 平成25年 6月30日
要介護状態区分	要介護1 ・ 要介護2 ・ (要介護3) ・ 要介護4 ・ 要介護5 (その他:)
利用者及び家族の生活に対する意向	ご家族: 排泄の失敗が多くなってきたり、出来なくなってきた事も増えてきているが、出来る事は維持して行けると良いと思っている。余暇活動等に参加し楽しむ事が出来、不安なく過ごして貰いたい。 ご本人: 「歌や行事等に参加して楽しい時間を過ごしたい」(聞き取りが困難な為、介護支援専門員が御本人の生活歴を加味し代弁を行う)
介護認定審査会の意見及びサービスマニュアルの種類の指定	
総合的な援助の方針	認知機能の低下に伴い自身の感じている気持ちと行動が伴わず不安な様子が目受けられています。その為、職員はその時々に合わせて声かけや対応を行い遠慮なく安心して頂け、生活の中で楽しみが持て、ご自身の力が発揮出来る様、支援を行って参ります。 又、清潔が保て気持ちよく過ごして貰うよう配慮していきます。 尚、このサービスマニュアルはいつでも変更、修正が可能ですので、何かお困りごとがございましたら、いつでもスタッフにお気軽に声をおかけください。 また日々の介護や健康面の記録について、随時内容確認や説明をおこなっております。閲覧やコピーも可能ですので、ご

上記サービスマニュアルについて説明を受け、内容に同意しました。 同意年月日 年 月 日 署名(本人) 印
代筆

表 6 施設サービス計画書 (2)

平成23年11月 6日

作成年月日 平成〇年〇月〇日
作成者

要介護3

様

要介護度
利用者名

生活全般の解決すべき課題(ニーズ)	目標		援助内容		
	長期目標 (期間)	短期目標 (期間)	サービス内容	担当者	頻度 期間
安心した気持ちで日々過ごす事が出来る、行事や余暇活動等楽しみながら過ごしたい。 家族と過ごす時間も大切にしたい。	12ヶ月 安心した気持ちで楽しみのある生活を過ごしたい。	6ヶ月 コミュニケーションを図り様々な活動に参加する事で気分転換を図りたい。	① 日常の見守りや声掛けを頻回に行い、〇〇様の気持ちを傾聴し、不安感を解消できるようにします。 ② 行事やクラブ活動、レクリエーションに参加を促し楽しみが持てる様支援致します。 又、たみものや野菜の皮むき等〇〇様が行える作業や役割を随時検討し提供する事で安心して過ごしてもらえますよう支援致します。	全職員 介護職員	随時 随時 6ヶ月
排泄面での介助を適切に行い、定期的に入浴する事で気持ちよく過ごせる。	12ヶ月 清潔が保て皮膚トラブル等起こさない。	6ヶ月 気分良く過ごしたい。	① 定期的に入浴を行い気持ちよく過ごすしてもらいます。(火・金) 又、排泄が適切に行える様、時間を決めて声掛け、誘導の支援を行います。又、紙パンツの汚染の有無を確認し汚染が見られた際は随時交換する事により清潔の保持が保て皮膚トラブルの無い様観察いたします。その他必要とされる支援(着替え・整容・口腔ケア)も随時見守りや促しを行い生活動作が継続して出来る様支援致します。	介護職員	随時 6ヶ月

表7 個別機能訓練計画書

計画期間 平成〇〇年〇月〇日 ~ 平成〇〇年〇月〇日 作成者 〇〇〇〇 作成年月日 平成〇〇年〇月〇日
 利用者名 様 男 (女) 要介護度 要介護3

寝たきり度 J 1 認知症度 III b

住所 TEL ()

初回作成日 平成〇〇年〇月〇日
 作成事業者 特別養護老人ホーム

利用者及び家族の意向希望 <施設サービス計画書参照>

目標に対する立案時の状況
 歩行時の姿勢が前かがみになり疲労が伴うと歩行中に転倒する恐れが高いため、姿勢修正の運動の機会や疲労軽減の関わ
 立ち業時の状況
 りを継続します。歩行中の足振り出しも弱いことやふらつきが見られることとあるため、バランス訓練を追加し歩行状態
 の維持を促します。また、浮腫み増悪防止のメドマー（空気圧式マッサージ機）は月に10回程度実施できているため、今
 後も継続します。

本人のニーズ	長期目標	短期目標	サービス内容	予定曜日	予定時間	担当者	期間
自分のできる事を生 かしながら生活する 事で現在の身体機能 を維持していきたい。	現在の歩行能力が保 てることで、家族と の外出が継続できる。	ふらつきなく、独歩 が安全に続けられる	サービ内容 前かがみ姿勢防止の為の運動を 行います。 【1】体を前に倒し、背すじを伸 ばす。(3回) 【2】足踏み10回×2セット 【3】立位時、踵上げ5回	毎日	午前・午 後のどち らか	介護職員	3ヶ月
			②浮腫みの増悪防止目的として、 メドマーを強さ1で10分間実施し ます。(方法や実施時間をご本人 の状態をみながら調整します。)	週2~3回 目安	随時	介護職員	3ヶ月

上記サービス計画について説明を受け、内容に同意しました。

説明年月日 年 月 日 説明者名

同意年月日 年 月 日 署名

印

表8 栄養ケア計画

氏名：	殿	生年月日：	住所：	初回（継続）		
計画作成者氏名：	入所（院）日：平成〇年〇月〇日					
所属名及び所在地：特別養護老人ホーム	初回作成日：平成〇年〇月〇日					
担当者氏名：	作成（変更）日：平成〇年〇月〇日					
要介護状態区分	要介護 1	・ 要介護 2	・ 要介護 3	・ 要介護 4	・ 要介護 5	（その他：）
利用者及び家族の意向 解決すべき課題 （ニーズ）	ケアプラン参照					
長期目標と期間	低栄養状態のリスク（低・中・高） 現在の体格、食事摂取状況は概ね良好な状態ですが体重減少が見られています。5月の始めに栄養補助食品を提供し、今現在食事摂取状況・体重について観察していきます。 ご本人に適した食事を多職種で検討・提供していくことで、現在の身体状況を維持し、健康に生活することができるよう取り組みを行わせていただきます。 ご家族と散歩や外出をすることが出来る。（6ヶ月）					
短期目標と期間 食事を食べ、現在の身体状況を保つ。（3ヶ月）	栄養ケア（①栄養補給、②栄養食事相談、③多職種による栄養ケアなど）		担当者		頻度	期間
	① 日々の食事は7ト食 お粥250g提供します。		管理栄養士 調理職員		毎日	1ヶ月
	② ○〇様に必要な栄養量を検討して提供し、体重が増減しないようにします。		多職種		随時	1ヶ月
	③ ご本人の希望時や、栄養強化が必要になった際には補食や間食を提供します。		介護職員 管理栄養士		随時	1ヶ月
特記事項						

表9 2011 10月予定表 つばめ福祉会各事業所の余暇並びに訪問予定

日	月	火	水	木	金	土
1	0	0	0	0	0	0
2	3	1	3	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0
12	0	0	0	0	0	0
13	0	0	0	0	0	0
14	0	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0
19	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0
22	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0	0
27	0	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0	0

6. 今後の研究課題と展望

「余暇」領域に対するアセスメントの実施を試みた。今回のアセスメントを通して、今後の研究課題を整理する。

はじめに、「余暇充実計画書」の名称である。これはつまり、要介護度が軽度の入所者の場合は特に問題はないが、例えばターミナル期においても、入所者に対してこの「計画書」の名称で問題はないかということである。ターミナル期のサービス提供内容自体が「余暇」中心ではないことを考えるとこの名称は好ましいとは思われないものかもしれない。しかし、「余暇」を楽しむとする入所者もいることを考えると、どのような名称が相応しいのか迷う部分ではある。

そして、次に「余暇充実計画書」に対するモニタリング表の作成の必要性という課題が残った。今回は、「アセスメント・シート」と「余暇充実計画書」を独自に作成してみたが、モニタリング表については今回作成をしていない。これは、今回の「余暇充実計画書」の有効性を把握しながら、今後、作成することにしたい。再アセスメントの方法に関しても同様である。

また、この「余暇充実計画書」を基にサービス提供を行っていく場合には、その実施にあたり、人員配置（マン・パワー）の部分においても課題が出てくる。例えば、「余暇面」に関して、直接的に介護報酬が反映してこないということは、サービス提供時において、施設職員の配置が困難になってくるということである。入所者が外出をするにしても、また、例えば施設内で将棋をするにしても、その「余暇の実施」に対して職員を調整し、そして、配置することは難しいという現状がある。つまり、「余暇の実施」に対して、そこまで施設職員を配置することができない状況であるということである。

この点の解決方法としては、例えば、地域力の活用が考えられる。施設は、法律に基づき、毎年一定回数以上の防災訓練（火災避難訓練等）を実施している。その際には、ほとんどの施設が近隣の住民に避難誘導等の協力をお願いしている。その、地域住民の協力を得ることもひとつの方法として考えることができる。また、施設が、その運営している市町村において、施設後援会組織を結成し、その組織力を活かしながら入所者の「余暇」の充実を図るための協力を得るという方法も可能であると考えられる。この組織化については、実際に、施設が後援会を組織し、そして施設運営の一部に関して、ボランティア等（お茶会・遠足等の付き添い等）をお願いしている施設も実際存在している。これは「余暇充実計画書」の課題達成のための、今後の研究課題の大きなひとつということができる。

施設入所者の「余暇面」の充実のため、つまり、「余暇充実計画書」の課題の達成のためには、さらにどのような環境体制が必要になってくるのか、その点を中心に研究を継続していきたいと考える。

注

- 1) 「社会福祉法人 つばめ福祉会」 法人本部は、新潟県燕市にある。高齢者入・通所および障害者施設等を経営し、「介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム」は、3施設を運営している。
- 2) アセスメント・シートは、「個別介護留意事項Ⅰ」～「個別介護留意事項Ⅵ」、「医療情報」、「栄養アセスメント」の各領域に分類されており、「アセスメント項目」の構成に基づき、具体的内容を分析していく。アセスメント・シートには、具体的状況（例えば、麻痺、拘縮、痛み、寝返り、起き上がり、座位保持、立ち上がり、立位保持、移乗、移動手段等）に関して「基本状況」「具体的内容、関わり」「留意点、検討事項等」の記載欄が設けられており、「基本状況」欄には、現在の状況を、「具体的内容、関わり」欄には、現在実際に行っていること、事実を、「留意点、検討事項」欄には、考えられる「リスク」をそれぞれ記載する。「個別機能訓練計画書」および「栄養ケア計画書」の作成することを踏まえた上で具体的情報を記載することが重要な視点となる。また、「アセスメント項目」の構成は、1) 身体状況 2) 認知 3) 精神状態 4) 食事 5) 経管栄養 6) 口腔衛生 7) 入浴・整容 8) 排泄 9) 活動 10) 要望・意向 11) 一日の生活 12) ターミナルの希望 13) 使用機器等 14) 医療情報 15) 栄養アセスメント 16) 栄養スクリーニングである。
- 3) 社団法人 日本社会福祉士会編集『三訂 ケアマネジメント実践記録様式 Q&A』中央法規出版、2011年 p.255～271

参 考 文 献

- 社団法人 日本社会福祉士会編集 『ケアマネジメント実践記録様式・介護保険対応版使用マニュアル』ミネルヴァ書房、2000年
- 西下彰俊、浅野仁、大和三重 『高齢者福祉論』川島書店、2006年
- 社団法人 日本社会福祉士会編集 『改訂ケアマネジメント実践記録様式 Q&A』中央法規出版、2007年
- 太田貞司 『新版 高齢者福祉論』光生館、2007年
- 財団法人 日本レクリエーション協会監修 『福祉レクリエーション総論』中央法規出版、2008年
- 久保田トミ子 他 『介護福祉士養成テキスト・10 生活支援技術Ⅲ』建帛社、2009年
- 社団法人 日本社会福祉士会編集 『三訂ケアマネジメント実践記録様式 Q&A』中央法規出版、2011年

謝 辞

本稿を進めるにあたり、ご指導を頂いた渡辺信英学長補佐ならびに三浦剛教授に感謝致します。また、事例を御提供していただきました、社会福祉法人つばめ福祉会 専務理事 高橋是司氏はじめ立川和彦氏、後藤浩二氏、坂上美奈子氏そして職員の皆様に感謝いたします。